

此花生活と健康を守る会との協議等 議事録（要旨）

此花区役所窓口サービス課（保険年金）

保健福祉課（地域福祉、介護保険）

- 1 日 時 令和7年2月6日（木）14時10分～14時50分
- 2 場 所 此花区役所3階 講堂C
- 3 団 体 名 此花生活と健康を守る会
- 4 協議等の趣旨 平和と民主主義・地方自治・暮らしと健康・権利を守る要望書
- 5 出 席 者 （団体側） 10人
（本市側） 8人（うち事務局3人）

6 議 事 要 旨

【団体側】回答書 P36 1. 介護保険制度について。介護報酬の引き下げにより全国的に訪問ヘルパーの事業所が撤退していると聞いているが、此花区でも撤退した業者がもしあればどれくらい撤退したか聞きたい。

訪問ヘルパー事業所の撤退を食い止めるには、介護報酬を国が増やすというのが大事だと思う。大阪府の国民健康保険料が全国の足を引っ張っている現状を脱却してもらいたい。

【団体側】特別養護老人ホームが高見に新しくできたことによって、待機者数がどうなっているか教えてほしい。

【本市側】介護保険料の財源構成が変わらないとすると、介護報酬を上げると介護保険料も上げざるを得ないという形になる。

此花区内のヘルパー事業所の数が減っているかどうかについては、福祉局に問い合わせをし、回答する。

特別養護老人ホームの待機者についても、福祉局に問い合わせをし、回答する。

【団体側】特別養護老人ホームの増設の計画はあるか。

【本市側】特別養護老人ホームについては整備補助の形をとっているが、区を特定して行っているわけではない。以前は大阪市所有の土地を事業者に貸して整備することが前提であったが、現在は事業者が土地を用意し、建設計画を提出する形になっている。此花区内での整備数を決めているわけではない。此花区内において、事業者が建設計画を立てているところが何箇所あるかについて、区役所としては把握できない。

【団体側】介護保険の認定日数は、法定日数を守っているか。

【本市側】所管局に確認して回答する。

【団体側】要介護ランク別の認定者数、負担割合の人数についても教えてもらいたい。

【本市側】確認して回答します。

【団体側】P31 1. 保育所について。西島保育所の建て替え計画はどうなっているか。

【本市側】西島保育所の民間移管については、移管先が決定している。令和8年度中は仮設の保育所で営業し、その間に建て替えを行い、令和9年度から新たな民間事業者が運営することになっている。

【団体側】その民間事業者とはどこであるか。従来の定員を減らすのか増やすのかについても教えてほしい。

【本市側】定員については現状のままである。

移管先の法人は「(株) みんなの未来計画」である。

【団体側】地域住民が何の工事をしているのか分からず不安であったようなので、周知方法について工夫をしてほしい。

【本市側】こども青少年局の所管であり、地域住民への周知についても行っていると聞いているが、足りていないということであれば、局と連携して更なる広報活動に努めていきたい。

【団体側】保育所入所の申し込みをした際にはみ出ることはあまりなく、場所を指定しなければどこかしらの保育所には入所できる。しかし、保育所や年代によって申込数がバラバラである。これは保育所が偏在していることが原因であると考えられ、今に始まったことではないが、この問題についてどのように考えているか。

【本市側】保留（申し込んでも保育所に入れないこと）がなかなか減らない現状がある。地域偏在については、西九条付近の需要が高い、障がい児であれば公立の保育所の需要が高くなるなど、需要と供給のギャップがあることは間違いないので、保育所整備についてこども青少年局に働きかけをしていきたい。特に0～2歳クラスの需要に供給が追い付いていない現状があるので、働きかけをしていきたいと思っている。全市的には、大規模マンションを建設する事業者、保育所を併設することをお願いしたり、土地の賃料の補助をしたりなどといった取組を行っている。

【団体側】P44 2. 緊急通報システム事業について。申込者は増えているのか。

【本市側】申込者は多くなっていると思う。正確な数字は確認して回答する。

【団体側】P49 7. 補聴器の補助制度について。全国的に補助制度が広がっており、耳が聞こえないと認知症に繋がるので、大阪市でも導入してもらいたい。

【本市側】補聴器の利用が認知症予防に役立つことが証明されており、国に制度を確立してもらいたいと思っている。所管局に伝える。

【団体側】国民健康保険について。マイナンバーカードに国民健康保険を紐づけている人の人数は何人か。

【本市側】紐づけている方の人数は常時変動しているため、各月にリストが送付され、区役所で把握する形になっている。保険証の発行が12月2日に廃止され、毎月5日にリストが配信されると聞いているが、1回目の配信がまだないので、後日資料をお渡しする。

【団体側】区間転居などをして住所が変わった人は、保険証がなくなることになるか。

【本市側】住所変更など新規扱いになる人については、新たに保険証は発行せず、紐づけをしていない人には資格確認書、している人には資格情報のお知らせを発行している。

【団体側】短期証はなくなったということで聞いているがそれでよいのか。

【本市側】昨年 10 月に短期証はなくなった。

【団体側】今の時点で保険証に代わる資格確認書は何件発行したのか。今年 7 月の後期高齢者への資格確認書の発行予定数は何件か。国民健康保険の 10 月発行分は何件を予定しているか。更新頻度は何年に 1 回になるのか。本人の申請がなくても、区役所から資格確認書は送られてくるということでいいのか。

【本市側】国民健康保険と後期高齢者医療保険は違う。国民健康保険をマイナンバーカードに紐づけしている人の資格情報のお知らせは、今年 7 月頃に発行する予定である。それは有効期限のないものである。ただし 70～74 歳の人については、負担割合の記載が必要になるため、有効期限付である。紐づけをしていない人については、今年 10 月までに資格確認書の送付を予定している。

後期高齢者医療保険の人は毎年 7 月末までの有効期限となる。

【団体側】後期高齢者医療保険の人については、次の更新時期まではマイナンバーカードに紐づけているか紐づけていないかに関わらず、全員に送られているという認識でいいのか。

【本市側】お見込みのとおり。

【団体側】資格証の発行件数は何件か。

【本市側】10 月末現在で資格証扱いは 93 件である。

【団体側】減っているのは、収納率が上がったのか。

【本市側】収納率は上がっている。

以 上